

商 品 名 ( 愛 称 )	自由金利型定期預金 (大口定期預金) 〈単利型〉
販 売 対 象	・法人および個人の方
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額方式 1か月、3か月、6か月、 1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>・満期日指定方式 1か月超5年未満</li> <li>・定額方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができません。</li> </ul>
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1,000万円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払 戻 方 法	・満期日以降に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。</li> <li>・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算</li> </ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>・法人は総合課税となります。</li> </ul>
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	・個人の自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)

商 品 名 ( 愛 称 )	自由金利型定期預金 (大口定期預金) 〈単利型〉										
中途解約時の 取 扱 い	<p>・下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・預入日から 1 か月未満に解約の場合 下記、A、B、Cのうち最も低い利率</p> <p>・預入日から 1 か月以後に解約の場合 下記、B、Cのうちいずれかの低い利率</p> <p>A、解約日における普通預金利率</p> <p>B、約定利率－約定利率×30% (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)</p> <p>C、約定利率－<math>\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})</math></p> <p>(注1)基準利率とは、解約日から満期日までの期間に対応した当金庫所定の利率。 (注2)Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします</p> </div>										
金利情報の 入 手 方 法	・金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。										
そ の 他 参 考 と なる 事 項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。										
預 金 保 険 に つ いて	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>										
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9時～17時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。</p> <p>* お客さまの個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="528 1682 1275 2033" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td style="text-align: center;">〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号</td> <td style="text-align: center;">03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付日 時 間</td> <td style="text-align: center;">月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付媒体</td> <td style="text-align: center;">電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table>	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)											
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7										
電話番号	03-3517-5825										
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00										
受付媒体	電話、手紙、面談										

商 品 名 ( 愛 称 )	自由金利型定期預金 (大口定期預金)																						
	〈単利型〉																						
	<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">東京三弁護士会</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>東京弁護士会 紛争解決センター</th> <th>第一東京弁護士会 仲裁センター</th> <th>第二東京弁護士会 仲裁センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>			東京三弁護士会				名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
東京三弁護士会																							
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター																				
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3																				
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																				
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00																				
	<p>その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<a href="http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/">http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/</a>)をご覧ください。</p> <p>(1)現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2)移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>																						

## 日本海信用金庫